

平成29年度 第5回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	平成29年 8月28日 (月)			
開 催 場 所	役場第2会議室			
開 催 日 時	平成29年 8月28日 午後 13時 37分 開 会			
	平成29年 8月28日 午後 18時 35分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	眞栄田 昇	8 番	謝花 喜美
	2 番	與那嶺 清	9 番	玉城 卓
	3 番	與那嶺 司	10 番	米須 清和
	4 番	田港 朝茂	11 番	大竹 恭弘
	6 番	神谷 正	12 番	比嘉 真友
	7 番	宮里 聡		
欠席委員番号	5 番	田場 盛喜		
議事録署名委員	6 番	神谷 正	12 番	比嘉 真友

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成29年度 第5回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>5番 田場 盛喜(たば せいき)委員から欠席の届出がありましたが、委員は11名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には桑江 恵理子 (くわえ えりこ) さん、議事録署名委員には、6番 神谷 正 (かみや ただし) 委員、12番 比嘉 真友 (ひが しんゆう) 委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 新規就農相談会について (報告) 報告2 推進委員の追加募集について
議 長 (日程第4)	日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第25号 非農地証明願いについて 議案第26号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第27号 農地転用事業計画変更承認申請の取下げ願いについて 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願いについて 議案第30号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。 本日提案された議案第24号から第31号までですが、そのうち現

	地調査を必要とするのが 12 件ございますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。
	休憩（現地調査） 午後 13時 43分 再開 午後 16時 10分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。 お手元の資料 1ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、3条申請の内容を説明) ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。
議 長	それでは、資料確認のため、休憩します。
	休憩 午後 16時 13分 (3条申請の内容説明及び資料の確認) 再開 午後 16時 19分
議 長	では、休憩前に引き続き再開します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	先ほど説明しました3条申請については、2ページから4ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可相当と思われます。 以上です。
議 長	ただ今、議案第24号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第24号について異議はございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第25号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第25号「非農地証明願いについて」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 5ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして、さきほどの現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。</p>
議 長	ただ今、議案第25号の説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	休憩。
	<p>休憩 午後 16時 22分 (非農地証明願いの資料及び申請内容確認)</p> <p>再開 午後 16時 55分</p>
議 長	はい。では、議案第25号について(番号2は「否決」、番号1及び3～4番は「可決」について)異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>議案第25号「非農地証明願いについて」は、審議の結果、申請番号2については否決し、申請番号1から、1及び3から4については可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第26号「農用地利用集積計画の意見決定について」</p>

	を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第26号「農用地利用集積計画の意見決定について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 6ページをお開き下さい。(議案書を読み上げ)</p> <p>なお、今回は申請件数が多数あり、資料確認のため休憩をお願いいたします。</p>
議長	それでは、資料確認のため、休憩します。
	<p>休憩(資料確認) 午後 16時 56分</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明)</p> <p>再開 午後 17時 20分</p>
議長	では、休憩前に引き続き再開します。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>先ほど説明いたしました、計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると、考えます。また、現地調査を行い確認したところ、周辺の農地に被害をもたらす事はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
議長	議案第26号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	議案第26号について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	<p>議案第26号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第27号「農地転用事業計画変更承認申請の取下げ願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	それでは、私のほうから議案第27号「農地転用事業計画変更承認申

	<p>請の取下げ願いについて」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 10ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、取下げ願いの内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第27号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
議 長	<p>質問はございませんか。</p>
	<p>休憩 午後 17時 24分</p> <p>(取下げ願いの内容確認及び説明、資料確認)</p> <p>再開 午後 17時 35分</p>
議 長	<p>では、議案第27号について、異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第27号「農地転用事業計画変更承認申請の取下げ願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>えーお手元の資料 11ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、4条申請の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第28号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第28号について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願いについて」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 12ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、5条の取下げ願いの内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第29号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
議 長	<p>議案第29号について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第30号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第30号「農地転用事業計画変更承認申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 13ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、農地転用事業計画変更承認申請の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第30号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>

議 長	議案第30号について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第30号「農地転用事業計画変更承認申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。 お手元の資料 14ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、5条申請の内容を説明) ここで、申請内容及び資料確認のため、休憩をお願いします。
議 長	それでは休憩をいたします。
	休憩 午後 17時 43分 (5条申請の資料確認及び内容説明) 再開 午後 18時 34分
議 長	では、休憩前に引き続き再開します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	先ほど説明しました申請内容及び現地確認で、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。 以上です。
議 長	ただ今、議案第31号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第31号について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。
-----	--

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は平成29年 9 月26日(火)を予定として います。これにて平成29年度第5回総会を閉会いたします。</p>
	閉会時刻 午後 18時 35分
	会長 米須 清和 印
	議事録署名委員
	印
	印